

# 覚 書

太良町長 永淵 孝幸（以下「甲」という。）と設置者（以下「乙」という。）は、太良町家庭用合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱等により実施する補助金の交付に関して、次のとおり合意したので覚書を締結する。

第1条 甲は、家庭用合併処理浄化槽を設置しようとする乙に対して、予算範囲内において補助金を交付しようとするものとする。

第2条 乙が家庭用合併処理浄化槽の設置をしようとする土地の位置及び地番は、  
太良町大字 番地 とする。

第3条 乙は令和 年 月 日までに家庭用合併処理浄化槽の設置工事を完了するものとする。尚、この間事業遂行に順次補助金の手順に基づき速やかにその都度、関係書類の提出、報告するものとする。

第4条 乙は、将来における公共下水道等の計画区域となった場合は、下水道等と接続するものとする。尚、乙も下水道等事業の受益負担の対象者となる。

第5条 乙は次の法定検査及び維持管理をしなければならない。

1. 浄化槽法第7条及び第11条に定められた検査
2. 保守点検及び清掃

以上の通り覚書を取り交わし、本書2通を作成し当事者捺印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 太良町長 永淵 孝幸

乙

⑩